附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、昭和二十三年八月一日から施行する。

（診療報酬請求書の審査等に関する事務の執行に要する費用を算出するに当たり考慮すべき事項に関する経過措置）

第二条　当分の間、第十三条の規定の適用については、「数及び当該診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。）の内容」とあるのは、「数」とする。

別記様式　（第十四条関係）

（略）

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）

第二条　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第八条　審査委員は、理事長がこれを委嘱する。 2　理事長は、審査委員に欠員が生じたときは、補欠審査委員を委嘱する。	**第八条**　審査委員は、幹事長がこれを委嘱する。 2　幹事長は、審査委員に欠員が生じたときは、補欠審査委員を委嘱する。
第九条　（略） 2　理事長は、審査委員が職務を怠り又は職務の遂行に堪えないときは、任期内でもこれを解嘱することができる。	**第九条**　（略） 2　幹事長は、審査委員が職務を怠り又は職務の遂行に堪えないときは、任期内でもこれを解嘱することができる。
第十二条　削除	**第十二条**　審査委員会の事務は、基金の従たる事務所の職員がこれを処理する。
第十三条　第二条から前条までの規定は、特別審査委員会について準用する。この場合において、第二条第一項中「診療報酬請求書」とあるのは「法第十六条第一項に規定する厚生労働大臣の定める診療報酬請求書」と、同条第三項中「置くものとする」とあるのは「置くことができる」と、第三条中「診療報酬請求書」とあるのは「法第十六条第一項に規定する厚生労働大臣の定める診療報酬請求書」と、第四条中「診療報酬請求書」とあるのは、「診療報酬請求書のうち法第十六条第一項に規定する厚生労働大臣の定めるもの」と、第五条中「法第十八条」とあるのは「法第二十一条第二項において準用する法第十八条」と、「地方厚生局長又は地方厚生支局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、第六条中「法第十九条」とあるのは「法第二十一条第二項において準用する法第十九条」と、「当該診療担当者及びその審査委員会」とあるのは「当該診療担当者及びその者」と、それぞれ読み替えるものとする。	**第十三条**　第二条から前条までの規定は、特別審査委員会について準用する。この場合において、第二条第一項中「診療報酬請求書」とあるのは「法第十六条第一項に規定する厚生労働大臣の定める診療報酬請求書」と、同条第三項中「置くものとする」とあるのは「置くことができる」と、第三条中「診療報酬請求書」とあるのは「法第十六条第一項に規定する厚生労働大臣の定める診療報酬請求書」と、第四条中「診療報酬請求書」とあるのは、「診療報酬請求書のうち法第十六条第一項に規定する厚生労働大臣の定めるもの」と、第五条中「法第十八条」とあるのは「法第二十一条第二項において準用する法第十八条」と、「地方厚生局長又は地方厚生支局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、第六条中「法第十九条」とあるのは「法第二十一条第二項において準用する法第十九条」と、「当該診療担当者及びその審査委員会」とあるのは「当該診療担当者及びその者」と、第八条及び第九条中「幹事長」とあるのは「理事長」と、前条中「従たる事務所」とあるのは「主たる事務所」と、それぞれ読み替えるものとする。

附　則

この省令は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

（新設）

別記様式　（第十三条関係）

（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久